

第七回 参議院厚生委員会會議錄第三十三号

（五四四）

昭和二十五年四月二十六日（水曜日）午前十時十二分開会

委員の異動

四月二十五日委員川上嘉市君辞任につき、その補欠として小杉伊予君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○生活保護法案（内閣提出・衆議院送付）

○委員長（山下義信君） 只今から開会いたします。

引続きまして生活保護法案の質疑を続行いたします。

○小林勝馬君 質疑はいろいろと皆さん方からされておつて、重複する点があるかと思ひますが、先ず私は三十四條の第三項におきまして、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の規定によりあん摩師又は柔道整復師のみが医療給付の、医療扶助の対象としてあるのでございませうけれども、現在各地の都道府県において生活保護法関係の施術をして、治療をおるのにはむしろあん摩を除外し、はり、きゅうの施術を各府県において、大多数の府県においてこれを實際にやつておる現状であります。これを除外せず、これに除外され理由乃至今後その取扱ができるかどうかという点を御説明願ひたい。

○政府委員（木村忠二郎君） 生活保護法におきましますところの扶助の程度は最低のものということに相成つております。従ひまして、医療扶助につきましても、最も低い程度のもをいたす

ことにいたしておるようなわけでございまして、そういうわけで、はり、きゅうというものにつきまして、その治療的な効果というものは、経験的には或る程度認められておるのであります。ようけれども、学問的に未だ決定いたしてないといつたような状況にありまして、現在の事情といたしましては、はり、きゅうにまで及ぼすということは適當ではないといふふうに考へまして、これを除外した次第であります。で、あん摩と柔道整復につきましまして、單なるマッサージでありますとか、或いは骨折の場合におきましますところの骨接ぎ等につきましては、現在の医師によりましてこれをやるのが、熟練いたしておられますものが必要ないものであります。そういう場合には、あん摩師または柔道整復師の同意の下にあん摩師または柔道整復師をして行わしめる方が適當である場合が多いといふふうに考へられますので、それらのことを勘案いたしまして、あん摩師と柔道整復師と、二つだけは医療給付の中に加えたやうなわけでございまして、従ひまして、はり、きゅう等につきましても、その科学的な効果というものが明確になりまして、医学的に見ましてこれをいたすことが最低治療としても必要であるという段階に達したならば、これにつきましてもこの範囲内に入れるといふことは、我々としてはそういうふうには

いたしたいと存じておりますから、現段階におきまして学問的にその点が未だ明確になつていないという關係から、片方の最低医療という制約を受けまして、この面まで入れることができなかったといふ状況でございます。

○小林勝馬君 政府はあん摩、はり、きゅうに關しまして科学的裏付がない云々といふことを再三言われるようでございますが、この科学的立証ができていないという根拠もまだ政府自身が究明されておらない。いわゆる昭和二十二年の法律第二百七十七号の審議の際にもこの問題が重要な採上げられて、一応治療として認めるというわけでこの法律はでき上つたのでございまして、その法律は現在までこれを一般の大衆の、程度の低い医療的治療に従事しておる現状でございまして、然るにこの生活保護法において特にはり、きゅうを除外された理由がなんら根拠がないと私は考へる次第でございまして、尙又今社会局長のお言葉のように、そういう裏付と申しますと、科学的根拠が判然とした場合においては云々と言われるけれども、然らば政府が昭和二十二年、この法律公布以來はり、きゅうに對しての研究乃至これを究明すべきあらゆる処置をお探りになつたかどうか。現在まで私共の知る範囲に對してはなんらさうな処置は政府は採用してない、現在までビター一銭の費用もそれに費しておらないといふのが實情でございまして、そうしてこういう生活保護法からも除外するといふことは

はり、きゅうに對して枯渴をさせる、いわゆる立消えをさせる、そのまゝ現在ある奴は仕方がないというやうな態度に出ておられるやうにあるのでございませうけれども、現在各地の町村におきましては、むしろ医療の面よりよりは、きゅうの面が非常に国民は多数これを利用しておるといふのが實情でありまして、一例を挙げますと、愛知県、長崎県、山口県、その他各府県においては、きゅうの保険対象としての保険治療は、現在都道府県の責任の範囲内においてやつておる実情であります。が、これに對して現在やつておる保険治療から見ましても、この生活保護法に當然これは組入れて行くべきであると思つたのでございまして、現在この保険治療乃至は生活困窮者の対象として都道府県で契約をしてやつておるの、そのまゝお認めになる御意向であるのか、それともそれも一切いけなないといふふうにお考へになつておるのであります。

○政府委員（木村忠二郎君） 只今の御質問の前提のことにつきましては私所管外でございまして、これらの研究等につきまして如何にいたしておるかといふことは存じないのでございまして、はり、きゅうそのものについて医学的にそれ／＼各大学におきましても逐次その研究を進めて参つておるやうでございまして、専門の研究機關におきまして、それが科学的効果を十分に究明いたしまして、この方面の医学の体系をお立てになるといふことは極めて

望ましいことと存じますが、現段階といたしましては、相當の効果がこれにつきましてあるといふことは認められるのであります。そういうやうな趣旨から、特別にこの法律で以てこの施術が認められておるやうなわけのものでございませうけれども、これが学問的にはつきりいたしたものでないといふところからいたしまして、現在の最低医療という面におきましてこれを採上げることは困難だらうといふふうに考へられます。従ひまして我々としたしましては、例えばストレッチマイジンをを使う場合におきましても、これが効果的に一応確定したらこれを医療給付の中に認めると同じやうな趣旨からいたしまして、この問題につきましても医学的に見ましてこれの効果が確定いたしたといふことになりましてから採上げるやうにいたすのが妥當であるといふふうにお考へておるやうな次第であります。従ひまして現在最低医療を確保するといふ面からいたしまして、只今は、はり、きゅうにまで及ぶことはできないやうに、我々としたしましては誠に残念でございませうけれども、止むを得ないところと御推察願ひたいと思ひます。

○中平常太郎君 その問題少し聴きたいと思ふのだが……。

○委員長（山下義信君） 一応まあ小林委員の……。

○小林勝馬君 異なことを承るのでありますが、特別の法律によつてこの按摩、はり、きゅうは許された今御説明で

ございましてけれども、私共は特別の法律とかそういうものじゃなくて、一般の法律としてこれは許可された、按摩、はり、きゅう、柔道整復等の営業法でありまして、何も特別にこれだけ認められたという意味には私共は解しておられないし、現在もさうには考えておられない。尙これが当然法律において許された医療類似行為であるならば当然これに入るべきが至当であると考えております。今木村局長の特別に許されて云々ということとはちよつとおかしいのじやないかというふうに考えますし、或る方面から承りますと、関係方面の了解を得られなかつた云々ということも耳にしておるような状態でございしますが、その辺の方が特別の云々があるのじやないか、そういう点につきましてはあなたの方の御努力された片鱗でもここではつきりして頂ければまあ私共了承するのじやないかと思ひますが、その点お差支なかつたら承りたいと思ひます。

○中平常太郎君 只今小林君が言われた問題を私聴かんとしたのであります、ちよつと速記を止めて頂いたらどうですか。

○委員長(山下義信君) 速記を止めて下さい。

【速記中止】

○委員長(山下義信君) 速記を起して下さい。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の御質問に對しましては、現在のこの法案の文字からいいますれば、当然按摩、整復師が医師の指導の下に行う場合以外のものにつきましては、これらの営業法によります他の施術はできないということにならざるを得

ないのじやなからうかと考えます。○小林勝馬君 重ねて質問を申上げておきますが、柔道整復師に對しても、いふ／＼な観点から、先程言われるように特別のこれは措置であつて、いわゆる非科学的だという点で問題になつた案でございしますが、この柔道整復を許可されて、はりときゅうが許可されないというところはどうしても私共は納得がいかなないのでございします。そうして現在取扱つておる人々のものも、この法律が發布された際においては、按摩及び柔道整復師以外はいけないういふ御解釈でありますけれども、私共の解釈から行きますと、五十二條において「国民健康保険が行われているときは、その診療方針及び診療報酬の例により、指定医療機関の所在する」云々の條項によりまして、現在国保も扱つておる業者が沢山あるのございしますが、この点からいいたしまして、この五十二條の第二項におきまして厚生大臣の定めるところによつて特例が認められると解釈するのですが、その点は如何にお考えでございしますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在のところでお考えおられますのは、この特例を認めます場合には、国民健康保険等におきまして、極めて特別の事由によりまして最低医療以下の医療しか行なつていないと認められるものにつきまして、それを最低医療の程度までやらせるようにするというのを第二項で考へております。従ひまして一般国民健康保険の診療報酬以上のものにするという事は考へておりません。

○小林勝馬君 私の方で考へておるは、そうではなく、五十二條で国民健康保

険の診療方針及び診療報酬の例によるものとすると第一項において、現在の国保の條項を、その他の分で取扱つておる分は今後も認めて行かれるのが当然だと思ひますが、どうですかと聞いておるのです。

○政府委員(木村忠二郎君) 国保の一般方針といたしましては、国でその方針の基準のようなものを決めておるわけでありまして、その基準以上のものにつきましては、むしろ厚生省といたしましては適當でないというふうに考へておられて、あくまで最低の医療の線というところで方針を決めなければならぬというふうに考へております。

○小林勝馬君 この国保の診療以上以下というのではなくて、国保の中の健康保険の中で取扱つておるその他の分において、現在はり、きゅうの取扱つておるのをこの五十二條で活かして行くということができるのじやないか、だからその線はそのままいいと私は思ふのですけれども、厚生省側のお考はどうしてもいけないういふふうにお考へになるかどうかというのを聞いておるのです。

○政府委員(木村忠二郎君) 現行といふれば、新法案の解釈からいいたしますれば、そういうことが認められる余地はなからうと思ひます。

○藤森眞治君 十八條の点について伺いたいのですが、十八條において死体運搬その他死体の処理のことが出ておりますが、死体の処理をする前には、先ず病気で死んだ場合にはいわゆる診断書というものが交付されますが、病気でなく診療を受けないうものが突然死ぬことがある。殊に養老院というよう

な施設の中で、診療を受けないで死ぬような場合が相当今後考えられると思ふ。そういう場合にはこれはいわゆる事後検査が行われなければならないということですが、この扶助の中に検査というものが入つておられますが、検査というものは入つておられますが、これは医師の方でも明かに別に取扱われ

ておりますが、それについてお考はどうですか。

○政府委員(木村忠二郎君) その点は只今私の方でいたしましては、どの場合にもあるものとは一応考えられませんで、特殊の場合というふうなことで、そういうものが必要な場合というものはあり得ると考へております。従ひましてその場合におきましては、我々は現在では葬祭扶助のなかの、葬祭扶助の納骨その他葬祭のために必要なものというところで、その中に入れておる積りであります。

○藤森眞治君 これは納骨、葬祭ということと大分意味が違ひますので、診察或いは検査という一つの大きな問題で、納骨或いは葬祭というふうなものと同じようにこのなかに含めるといふことは少し意味が違ひるのじやないでしょうか、如何でしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 納骨、葬祭そのものとは全く違ひ性質のものだと思ひますけれども、これをいたしま

すためには検査をしなければならぬことになるつておりますので、そのために必要なものというところになるのじやないかというふうに一応考えまして、この文句は考へ、又そのつもりで実行したいと一応考へております。

○藤森眞治君 それはそのくらいにしまして、それから二十八條の終りの方に、「市町村長の指定する医師若しくは歯科医師の検査を受けるべき旨を命ずることが出来る。」となつておりますが、この市町村長の指定する医師といひますのはどういう意味でござい

しますか。市町村長が特定の医師を指定するということになつておりますのでしよつか、どうでしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは保護の具体的な場合に、保護を決定するために特に必要な場合に特定の医師に検査をして貰うという場合でありまして、具体的の場合にその医師を指定するということになるのでありまして、一般的に広い意味でこういう場合にはこの医師を指定しておくというふうにいたすものではない。具体的に保護の決定の場合に特別の検査を受けさせるという場合に、その人についての医師を決定するということの規定でございまして、そういうふうな指定のいたした方をするつもりでござい

○藤森眞治君 それでは或る場合が起きたために、市町村長が適宜誰でも医師のうちの適當なものを依頼して指定するといつたような意味なのでござい

ますか。或いは市町村長が予めその地域内、或いはその状況に必要な人を前以て決めておいて、依頼して指定するという意味なのでございしよつか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは予めその医師を決めておいて指定するといふことも考えられますし、必ずしもその必要はないのでありまして、或る問題を定める場合に、一応何と申しますか、妥當な意見を出して貰へる、又そのときに便利な位置にある、こ

いう医師をそのときに指定して貰えばいいのじやなからうかというふうに考えております。

○藤森眞治君　そうすると市町村長がその場合に適当な医師を指定するといふことによつて、市町村長に都合のいい医師を指定するといつたような傾向が起るようなことはございませんか。

○政府委員(木村忠二郎君)　この場合の検査は医療のための検査ではないわけでございます。市町村長といたしましては、保護を決定いたします場合に、その要保護者をいふ／＼な、生活の指導の面等についてのいふ／＼なことをいたします場合に、その仕方を決める際の相談に乗るための検査でございます。市町村長といたしまして、十分市町村長の側におきまして自分の方の考とよく歩調が合う人の検査を受けることが必要である場合が多からうと思ひます。従ひまして特に市町村長の指定する医師若しくは歯科医師というふうにした次第でございます。

○藤森眞治君　若しその指定医師が検査をいたしました、その結果が市町村長の意見と相反する折には、これは指導その他いふ／＼な保護を受けることができない結果になる、そういうことがあり得るとすれば、これは予め前以て公平な立場にある医師を指定しておくと何かでないと、その都度都合のいいものを決めるといふのであつたならば、必ずしも市町村長の意のままになるというもので、そこに一つの弊害が起きやしないかということが考えられます。

○政府委員(木村忠二郎君)　勿論市町村

長が、自分の最後の結論を予め出しおきまして、それに都合のいい結論を出させるために医師を指定するものではないのでありまして、今御指摘になりまして通りに、公正なる意見を出して貰ふ医師を指定しなけりやならんといふふうな考であるのでありまして、従ひまして、或る一定の市町村内におります特定の医師を指定して置く必要はないと思ひます。その患者の、患者と申しまするか、保護を要する者の検査を受けるに都合のいい条件といふことも見なければならぬので、一応その場合にどの人の方に一応指定するといふことを市町村長として予め考へておくといふことはこれは適当だろふと思ひますが、予めこの規定によつて医師の指定といふものは必ずしもあり得るものではないかろふと思ひます。これを具体的な場合には、公正な判断を下して行く、即ちこの要保護者が医師を自分の方で選ぶことは差支ないといふ趣旨を以てこの規定の仕方をいたしましたといふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○藤森眞治君　そうしますと、これは市町村長が予めその地域内等における公平な医師を指定しておいた方が便利なんじやありませんか。

○政府委員(木村忠二郎君)　これは予め指定しておきますよりは、やはり市町村長といたしましては、その検査を受けます要保護者の都合といふことも考へなけりやならんと思ひます。従ひまして普通の医師を指定いたしておきよりは、いつもそのときはこの医師といふふうにする方が都合がいいんじやなからうか、このいふふうに指定をいたしますれば、検査をする際

に、どこの医師に検査を受けて来いといふことを命ずるわけでありませうか。予め第二十八條による医師を指定するといふ行為をいたしておき必要はないのであります。勿論市町村長の方で予めそういうものを決めておきまして、そして個々の問題が起りました場合は、そのうちでその人は要保護者のために適当であると判断しまして、あそこに行つてくれといふふうにするといふいふいふなからうかと思ひます。又指定をする際に、二、三の医師を予め指定しておきまして、どちらに行つてもよろしいといふふうにしても差支なからうと思ひます。

○藤森眞治君　この検査の場合に、この二十八條から見ますと、医師がやはり立入り検査をしなければならんやうになると思ひますが、この場合に医師の立入り検査といふふうな立場におかれるものか、或いは医師と共に当該吏員が一緒に行つて検査をするのでしようか、何れでしょう。

○政府委員(木村忠二郎君)　これは要保護者の方が検査を受けなけりやならぬわけでございます。若し要保護者の方で向うへ出掛けて行くことができれば、来て貰つて検査を受けなけりやならぬので、特に立入りといふことは入れる必要はなからうかと考へましてかようにいたしました。

○藤森眞治君　そうすると、その場合に検査は、検査に必要ないわゆる検査料といひますか、その費用はこれは医療費として算定されるものでござい、どういふことになるのですか。

○政府委員(木村忠二郎君)　それは当然診療費でございますからして、医療費として算定し得るものと考へており

ます。

○委員長(山下義信君)　藤森委員の質問に関連して私から承りたいのです。その「市町村長の指定する医師若しくは歯科医師」の指定の仕方の問題でございますが、この藤森委員と政府委員との御答弁では必ずしも一致してないやうなところも見受けたいのであります。今御答弁の中にもありましたが、この医師若しくは歯科医師が要保護者の住所に赴いて検査をする場合もあり得るわけですね、そういう場合にその検査を拒めばやはり処罰される、市町村吏員の立入り調査と同じやうに、この指定医師若しくは歯科医師がその医師若しくは歯科医師のところへ行つて検査をして貰つて来いといふこともあるのではないかと、一応要保護者の住所に行つて検査する場合がある。そういう場合には、その検査を拒めば、当然罰則によつて処罰を受ける。その場合に、この要保護者の居所と言ひますか、居所に立入つて検査をする場合には、それが市町村長の指定した医師であるといふことの証明は、どうして証明しますか。

○政府委員(木村忠二郎君)　これは市町村長の指定する医師、歯科医師の検査を受けることを命ずるわけでございます。従ひまして、その場合には医師の許可に行くか、或いは来て貰うかといふことは要保護者が自由に選択できるわけでございます。従ひまして要保護者の方におきまして、自分が行くことができないならば来て貰ふなければならぬ。そういう招聘は要保護者がいたすべきものであると、かように考へます。それをしないといふことになりますれば、検査を受けることを拒むとい

うことになりまして、そういう責任を負わなければならぬといふことに相成るか、かように考へるわけでございます。その程度に一応私共としては考へております。

○委員長(山下義信君)　そうすると、行つて診て貰うか、来て診て貰うかといふことは、要保護者の方が決めるのです。

○政府委員(木村忠二郎君)　これは要保護者の方で、どちらといたしましても差支ないといふ一応の考へ方でございます。

○委員長(山下義信君)　要保護者が決める場合は、自分の方で医師が分つてゐるわけですから問題はないと思ひますが、市町村長の方から要保護者の所へ行つて検査して来いといふことを医師若しくは歯科医師に依頼する場合もあるでしょう。そういう場合には、医師、歯科医師が要保護者の所へ行つて検査をしなけりやとすると、あなたこの医師だ、私は市町村長から言われて来たのだといふことで、その言ひときその身分を……、指定を受けておるといふことを立証するのはどういふふうに立証しますか。

○政府委員(木村忠二郎君)　医師の方に、出掛けて行つて検査して来いといふことを命ずることはできないこととありまして、飽くまでも市町村長は要保護者に対して、受けることを命ずるだけでございまして、それに対して、それができないならば、みづからこれを招聘しなければならぬ。かように考へます。従ひましてそういう場合には、やはり医師の許可に行きまして受けることとが原則にならうかと、かように考へ

ます。ただ病氣等の場合におきまして、どうしても出掛けることができないといったような場合は、勿論医師に来て貰わなければならぬ。こういうことにならうと思ひます。従ひましてそのどちらもしないという事になれば、その検診を拒むということになるのであります。その点はそういうふうなつもりで医師又は歯科医師というものは市町村の吏員並の立場においてやるのでなく、一つの診察の機関として見るというふうな考へております。

○藤森眞治君 どうも今では私は分りにくいのですが、要保護者に検診を受けることを命令する。そうすると要保護者は誰でも任意の医師の所へ行けるということになりますね。ところが一方には「市町村長の指定する」と、こうありますけれども、指定する医師がなければ要保護者はそれを受けられないことになりまして、その点如何ですか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは要保護者に医師を選ばせることは許しておらないのであります。一応市町村長が指定する医師の検診を受けなければならぬわけで、その指定が書面で行きますれば、何町の何という医師の所へ行つて受けるという指定をいたしまして、その検診を受けることを命ずるわけでございます。従つてその検診すべき医師を二人、三人のうちどれか一人選ばせるという方法もあると思ひます。その場合には指定された者を選ばします。

○藤森眞治君 そうしますと市町村長が、どこそこの医師の所へ行つて検診を受けて来いと、こういう命令を要保護者にするということになります。そ

うすると医師の方では、いわゆる検診に対する明確な答弁を出さなければならぬのであります。これが普通の一般のいわゆる診療義務とは少し違つた意味を帯びて来ると思ふのであります。そうすると、勢い誰でも市町村長が任意に、保護する医師に行くことができる、その医師が、自分はそのうふうな指定される立場におりたくないというので、これを拒絶するかも知れません。ただ診察を受けるという事になれば、これは決して拒みはしません。が、こういう義務付けられた検診をしなければならぬときには、一方的に市町村長が、その場になつて急に検診を指定したところで、拒み得ると思ひますが、そういうふうな場合には拒んでもよろしいのであります。これは、指定します場合にはやはり医師と連絡を取りまして、そうしてやらなければならぬことになつております。例え

ばそのときの必要に応じて診断をして貰わなければならぬのであります。但し、勿論医師のできる限度の範囲内におきまして診断をするわけでございます。診断をしなければならぬ場合、従ひまして市町村といたしましては、その医師に対しては予め了解を得てやらなければならぬことになつておると思ひます。

○藤森眞治君 そうすると、予め了解を得ておいて医師を指定するという事になれば、それはその期間に指定するのでなくて、或る一定の期間をおいた前から、ちゃんと市町村長の指定医師というものを認めておいた方がよろしいと思ふのであります。

○政府委員(木村忠二郎君) これは、

具体的の場合に、保護の決定の場合に必要な検診をして貰うということでありまして、その場その場で内容が違つたろうと思ひます。従ひまして予め約束しておきますよりは、具体的の場合に一々相談するというのが適當なのではないかと思ひます。

○藤森眞治君 そうするとそういう場合に、医師はこういう検診と診察は引受けるが、こういう検診は、検診の義務を負わないという事は言えるわけですね。

○政府委員(木村忠二郎君) それは医師として、どうしても、何と言いますか、普通の医師の業務の中でできること以外のことは、お断りするといふことはできるだらうと思ひます。従ひまして、医師の方がどうしてもいいやだというのにお断りしても無理だと思ひます。やはり納得で以て行かなければならぬと思ひます。

○藤森眞治君 そうしますと、この際には要保護者が医師の診察を受ける、そうして受けた後に診断書の交付を求め、こゝまではできると思ひますが、そのくらいやつてもいいが、それ以上のことをやれば、医師の方は市町村長から指定されて検診しても、それ以上は断ることができるといふことに解釈して差支ございませんね。

○政府委員(木村忠二郎君) この場合はそれで差支なからうかと思ひます。○委員長(山下義信君) ちよつとそれと関連してもう一つ、これは實際はこの運用につきましても、藤森委員の多分心配しておられる点の一つとして、市町村長が或る医師を最優先してそれを指定したというふうなことで、医師の中において指定を受けることが医

師に取つてプラスになるかマイナスになるかは別として、市町村長の好む医師に指定さす、その指定を受けた医師は信用の厚いのかとき感が若しあると、いろいろその人選等についてその都度紛議などが起き易い、予じめ言わば警察医のごとく或る一定の医師が常に要保護者のそういう場合にはその医師がすると定めてあるとすると、医師の人達の間においていろいろそれに対して、何と言ひますか、そういうこともなく弊害が少いのではないかと、う点も私も思われるのであります。が、そういう点は實際の運用におきまして一応考へて見なければならぬのだと思ひますが、局長はどう考へますか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは山下委員の仰せの通りだと思ふのであります。勿論成るべく広くそういうふうな医師を決めて置くといふことはいいと思ひます。そうして大体の市町村長の氣持もよく見て必要な検診をやつて貰うという医師を沢山お願いして置きまして、その中で要保護者の検診に便宜な人を指定して行くといふことが適当ではないか、つまり一々の場合に指定をしなければならぬといふことの法文になつておりますので、その指定しますものを、例えば警察医か市町村長とかいふふうな特定の一人の者だけを決めて置くといふのでなしに、成るべく広い範囲でお願いして置いて、その中からそのとき々に適當なる一番便宜な人を沢山お願いするのが一番妥當なんじやないかと考へております。

○藤森眞治君 そうしますと、こういう問題が起きるのです。只今こういう場合には医療費で支拂われるといふことでございしましたが、指定されて検

診をするということになると、検診という事に対する一つの義務が付きいて来るわけなんで、検診に対する義務が付きいて、そうすると普通の診断書を交付するといふのでなくて、むしろいわゆる検診書でも申しますか、そういう特定のものを渡さなければならぬと思ふのです。そうするとこれは普通の診察という中から少しはみ出すのじやないですか。

○政府委員(木村忠二郎君) まあ一応普通の場合は診断書でいいのじやないかと私は考へております。實際にやりました上において、或いはそういうものが必要だといふ場合が起きて来ると思ひますが、併し現在考へておりますのは一応診断書でいいのじやないかと思ふのであります。診断書によりまして、何と申しますか、一応判断する、その場合に地方々々によつていろいろの意見が起きたときに、その医師のところへ行きまして相談することが事実上あるかと思ひます。出して頂くものは診断書なんかでいいのじやないかと思ひます。併しやつて見まして、外のものが必要なものとありますが、そのときには又検討して見たいと思ひます。

○委員長(山下義信君) それでは速記よろしいです。
午前十一時六分速記中止
〔委員長退席、理事藤森眞治君委員長席に着く〕
午前十一時五十五分速記開始
○理事(藤森眞治君) それでは速記を始めて。
四十九條についてお尋ねしたいのですが、この四十九條のここに書いてあ

ります「医師、歯科医師若しくは薬剤師」これですが、この場合の医師は、病院或いは診療所等に勤務しておる者も医師としてあるのですか。即ち単独の医師、或いは診療所、病院に勤めておる医師という、この二つを含むものと解釈していいのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) ここに書いてあります通りに、「病院若しくは診療所又は医師、歯科医師若しくは薬剤師」というなつておりますのでありまして、どちらでも一応できることになつておりますが、大体病院を指定します場合には、その病院の中の医師、歯科医師若しくは薬剤師を指定するといふように考へておりますが、ただ特定の、特別の技術を持つております医師でありますとかいつたような、その他そういう個々の医師を指定した方が適當であるといふようなものにつきましては、やはりその医師を担当医療機関としたとして指定するといふこともできるというふうに考へております。

○理事(藤森眞治君) それじやもう一応念を押してお尋ねいたしますが、病院、診療所におきましても、医師そのものを指定した方が都合がいい折には、医師、歯科医師を指定すると、こゝういふ意味なんですか。

○政府委員(木村忠二郎君) その場合には、医師、歯科医師を指定した方が適當であるといふ場合におきましては、そのものを指定するといふふうにいたしましたと思ひます。

○理事(藤森眞治君) 先般公聴会を開きました折に、診療担当者の代表として日本医師会を代表して、萩原君が公述されたのですが、それによりまして

と、機関を指定すると診療責任の所在が不明確になるし、又診療報酬請求上の不便不都合も生じて、医師という保険医を指定する方法よりも種々の欠陥が非常に多い。而も機関を指定すると、医師を指定する場合よりも弊害も多い、欠陥が多い。それで保険当局では、この弊害を正せんといひましたし、昭和二十五年からこの保険者の指定するもの、即ち医療機関そのものを指定する方法に修正を加えるために、保険医として指定しておるのが実情であります。こゝういふ陳述をしておるのではありませんが、そうすると、機関を指定するといふ方針であると、健康保険のこれまでの経験からいひますと、いろ／＼な欠陥或いは弊害があると思はなければならぬ。それを敢えてこの生活保護法の方では、欠陥のあるのを知りながら機関を指定するといふ方針で出されるおつもりかどうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 健康保険法におきましては元から一応医師、歯科医師、薬剤師等が指定されることになつておりまして、病院、診療所という機関が指定されることは従来からなかつたのであります。ただ実際問題といたしましては、病院、診療所の場合におきましては、病院長を指定医にいたしましたして、それで以て病院全体の指定をいたしますといふような形になつております。そういういたしますと、病院長は必ずしも病院の開設者ではありませんし、従ひまして医療そのものについての責任については或る程度のこととはできると思ひますけれども、病院そのものの全体の責任といふものは必ずしも取れない。特に診療報酬等の問題になつて来ますと、病院長にその責任

を負わせるといふことはでき得ないといふようなことに相成りますので、法の通りに各医師を指定するといふことになつたように伺つております。今回のこの法律におきましては、そういう場合も支障なくいたしますために病院、診療所そのもの、つまり機関そのものを指定したといふ形を探ることになつたわけでありまして、これにつきましては、医務局方面の、医療法関係の今後の運用といつたような方面とも十分相談いたしまして、その方の意見に従ひまして、今後は成る可く機関をその場合に指定するようにした方がよからうといふ医務局の意見に従ひまして、こゝういふような歩調を取ることにいたしました次第であります。この場合におきましては無論診療の内容につきましましては、これは個々の医師並びに医療管理者及び病院の開設者全体に對しまして、その責任を負わせることにいたしましたわけでありまして、従ひましてこの規定につきましましては我々の意見のみでなく医療担当の方の、医務局の方の意見を十分に聴きまして、その意見に従ひましてこゝういふふうにご覧の方々が本法としては適當であるといふ御意見に従つたのであります。

○理事(藤森眞治君) それではすべての今後の医療は、この方式によるということが厚生省のすべての機関において決定されたか、こゝう見てよろしゅうございませう。

○政府委員(木村忠二郎君) 医療担当の医務局におきましては、大体そういう方針で行くといふふうに申しておるわけでありまして、大体保険局と医務当局との間に果してその点が了解がついて

ておるかどうかといふことについて、私共としては十分承知いたしておるまいせん。医務当局といたしましては今後こゝういふ方針で進みたいといふ固い決心をいたしておる。

○理事(藤森眞治君) 今後社会保障制度が確立されるということになつて来ますと、生活保護法の内容或いは健康保険といふものは、どうしても同じ形態を備へて行くべきが當然だと思つておるが、そういう場合に今のお話のように、保険局の方の話がついておられんといふことは、むしろ医務当局との話し合いがついておるよりも何らか相違があるように思われるのですが、今後におきましても、これも双方同じような歩調に進むといふふうにご協議なさる御意思はありませんか。

○政府委員(木村忠二郎君) 私の方といたしましては、すべてが統一される方が適當だと思ひます。医務当局方面におきましては、保険局にもこゝういふ方向に向つて貰うように希望したいといふ考を持つておるようによつておるわけでありまして。

○理事(藤森眞治君) それから次は五十二條であります。この国民健康保険組合のあるところはその診療方針並びに診療報酬の例により、ないところでは健康保険の診療報酬の例によるというふうになつておりますが、現在の保険と社会保険の状態を見ますと、国民健康保険の実態といふものは、御承知のように今非常に悪くなつております。この悪くなつておりますのを標準に取るよりも、健康保険の今の整つておる方を標準にする方が適當ではないかと思はれるのですが、こゝういふ意味でこれを健康保険の診療方針及

び診療報酬の例によるという一本の方針が本當の医療の一本化ということが実現されるといふふうにご考へられるのですが、而も若しそれによりがたいときは第二項の規定により是正することができると、特にこゝに国民健康保険と謳ふ必要はないと思つておるのですが、如何でしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 生活保護法によりまして医療は最低の医療を行つて、健康保険並びに国民健康保険におきましては、一応標準的な医療を行つていくことに相成ると思ひます。併しなから實際から申しますと、健康保険の診療方針といふものをそのまま生活保護法に採るといふことが妥當であるかどうかといふことは若干問題があるかと思ひます。併し現在の段階といたしましては、私共といたしましては、生活保護法の診療方針並びに診療報酬につきましましては、大体国民健康保険程度のものであつて、最も妥當ではないかと思ひます。勿論それは国民健康保険が財政的な理由によりまして特に定められておるといふ場合におきましては、これは適用できないのであります。無論健康保険がその土地によりまして、いろ／＼な社会情勢によりまして決めてありますものにつきましては、やります場合はそれに當嵌めるのが最も妥當であらうと考へております。勿論先程申しましたように、国民健康保険におきましては保健経済、保健財政の都合によりまして、そのために診療方針なり診療報酬の点につきましては至らぬ適用されるといつたような場合におきましては第二項によることといたしまして、現在の我が国の国民健康制

度を拡充して参りたい、今後これを充
實して参りたいと考えておられる現在
の段階におきまして、特に社会厚生上
におきまして国民健康保険を確充する
方向に持つて行くといつたような考を
持つてやつておりますので、この程度
にするということが適當ではなからう
かと考えております。従つて国民健康
といふことは我々としても適當ではな
いと考えております。従いましてここ
で以て線を引くということが現状にお
いては先ずよくはないかと思ひます。
理想を申せばよろ／＼な御意見がある
と思ひますが、現状としてはこういう
ふうにするのが適當ではないかと、こ
う思ひます。

保険の場合に方針といたしましてはそういうことでありまして、特に国民健康保険の実際の成績がよくないという場合には、それはそれによりますところが特殊なこの方面におきますところが財政上の事情によるといつたようなものにつきましては最低線を守らなければならぬということに相成りますと、この点につきましては第二項の規定を活用するというにいたした方がいいのではないかと一応考えます。

○理事(藤森眞治君) 今最低医療というお話が出ましたが、最低医療というのはどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。国民保険の医療というものがそれでは最低医療であるという御解釈なんですか。

○理事(藤森眞治君) 指定医療ということになりますと、保険医療というものはおのずからそこに差が付いて来るのですが、保険診療は国民保険と言わず健康保険と言わず、最低適正診療ということを目標にしておるのです。が、そうすると、それより下つた最低医療ということになりますと、ここに又新しくその診療方針というものを決めなければならぬじやございませぬ。か。

○政府委員(木村忠二郎君) それにつきましては、現在のところといたしましてはそれ以下、現在の保険でやつておりますものよりも以下にするといい点があるかという点であるかという点が問題であらうと考えております。医

○政府委員(木村忠二郎君) 我々とい
たしましては、国民保険の医療が最低
医療であるというふうには考えておる
わけではないのであります。理想と
いたしましては国民健康保険なり健康
保険といったようなものが国民の標準
的医療であるべきだと思つておりま
す。従ひまして生活保護法におきま
すところのものはすべて最低の生活の線
を維持するという点にございますので、
一般医療よりは若干内容が落ちるとい
うのは止むを得ないのではなからうか
と考えております。現在の段階におき
まして、国民健康保険よりも悪くする

療の点につきましては、他の生活の面
と違ひまして、事生命に関する問題で
ございまして、最低と適正との間の線
を引く場合におきまして、どこが妥当
であるかということにつきましては、判
定が相当困難であると考えておりま
す。勿論これにつきましては、十分医
療方面の担当の方々と御協議願いま
して、今後適正なるものができます
ならば、ば又これによつて行く。現在
としてはこの程度で規定いたすのが
一応妥当ではないかというふうにか
おります。

○理事(藤森眞治君) それからちよつ

と後に戻りますが、指定医を揃えまして、この指定医が、或る場合には指定医を、何と言いますか、指定を取消すことになつておりますね。取消された指定医が、今後又指定を得るといふことについては、何かお考えになつておられますか。復活する場合……。

○政府委員(木村忠二郎君) これは指

したならば、これは復活することができらるうと思つております。必ずしも一遍取消されたものは指定されないというとはなからうと思ひます。

○理事(藤森眞治君) 若し診療報酬等に多少の不正があつたと、それが原因で取消されます場合に、これが復活するのには、それは本人から申出るのですか。或いはそれがもうなくなつたということを都道府県知事が認めて指定

するといふわけですか。

○政府委員（木村忠二郎君）　その後のいろ／＼な情勢からいたしまして、本人から申請いたしてもよろしうございしますし、都道府県知事の方からもよからうといふわけで、もう一遍本人を呼びまして指定するということも考えられます。

○理事(藤森眞治君) それから指定の方法ですが、現在健康保険においては、健康保険の診療担当を希望する者が大休医師会に申込んで、そうしてその医師会に申込んだ者を都道府県知事と相談して指定するような方向に向つておりますが、この生活保護法の医療においてもそういうような方法をお採りになりますか、如何でありますか。

○政府委員(木村忠三郎君) 大体我々といったしましては、健康保険の方と同様な方式によりましてやるようにいた

したいと思つております。
○理事(藤森眞治君) それではこれで
休憩いたします。
午後零時十一分休憩
午後二時三十分開会
○委員長(山下義信君) 休憩前に引続
いて委員会を再開いたします。請願及
び陳情を審査いたします。速記を止め
て下さい。
午後二時三十一分速記中止
午後三時二十四分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時二十五分散会
出席者は左の通り。

委員長	山下	義信君
理事		

今泉 政喜君
藤森 眞治君
岡元 義人君
委員

政府委員

中平常太郎君
草薙隆圓君
小林勝馬君
小杉イ子君

厚生事務官
(社会局長) 木村忠二郎君

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、外地引揚齒科医師に国内齒科医師免許の請願(第二〇八三号)

一、外地引揚齒科医師に国内齒料醫師免許の請願(第二〇八九号)

一、淮駐軍勞務者の健康保險料困庫

負担増額に関する請願（第二一三三号）

一、外地引揚齒科医師に国内齒科医

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第二二二五号)

一、武蔵野市引揚者吉神寺竈下水工事施行等に関する請願（第二一三三号）

師免許の請願(第二二四二号)

一、医薬分業制度確立に関する請願
(第二二四五号)

一、外地引揚齒科醫師に國內齒科醫師免許の請願(第二一五〇号)

一、国民健康保険法中一部改正等に関する陳情(第四二二号)

一、外地引揚齒科醫師に国内齒科醫師免許の陳情(第四二二號)
一、覚醒剤製造および販売禁止等に関する陳情(第四二六號)

第二〇八三号 昭和二十五年四月十日受理

外地引揚齒科醫師に国内齒科醫師免許の請願(二通)
請願者 熊本県天草郡佐伊津村

二、二五五 中村千誠
外一名
紹介議員 北條 秀二君
引揚齒科医師に対しては、昭和二十三

年国民医療法施行特例の改正以來、試験が課せられることになったが、これは同法改正前銚衡と日東試験だけで申請者全員に免許状を下付されたのと

外地引揚齒科醫師に国内齒科醫師免許の請願(二通)
請願者 熊本県天草郡佐伊津村

二、二五五 中村千誠
外一名
紹介議員 北條 秀一君

引揚齒科医師に対しては、昭和二十三年国民医療法施行特例の改正以来学課試験が課せられることになったが、こ

れは同法改正前銚衡と日実試験たけで申請者全員に免許状を下付されたのと

申請者全員に免許状を下付されたのと
比べ不公平な取扱いであるから、引揚
齒科医師に対しては国民医療法施行特
例制定当時同様銚衡と口実試験によつ
て免許状を下付せられたいとの陳情。

第四二六号 昭和二十五年四月十五

日受理

覚醒剤製造および販売禁止等に関する

陳情

陳情者 愛媛県庁内愛媛県民生部

児童課内愛媛県児童福祉

審議会内 多田不二

覚醒剤の使用は、発育期にある青少年
の心身をむしばみ、有害無益であるに
もかわらず、現行の薬事法において
は、その製造ならびに販売が許可され
ているため、中毒患者は増加し、その
影響は恐るべきものがあるから、各種
覚醒剤の製造ならびに販売を禁止する
法的処置をすみやかに講ぜられたいと
の陳情。